

別表

地 域 活 性 化 事 業 推 薦 基 準

複数の団体から申請のある場合は、以下の基準にしたがって評価し、全ての評価者の合計点により推薦事業の優先順位を決定する。なお、合計点が同じ場合は、評価者の多数決で決定する。

配点基準

評 価 項 目	配点	評 価 の 視 点
(1) 合 目 的 性	5 点	協議会の目的に即した事業であるか。 ※目的：住民、民間団体、行政等が一体となって、地域の自然的・社会的資源を住民の貴重な共有財産として見直し、快適で質の高い、魅力ある生活・文化圏を共に作りあげていくこと。
(2) 有 益 性	5 点	加古川市にとって有益な事業であるか。
(3) 公 益 性	5 点	多くの市民が関心を持ち、賛同できる内容であるか。
(4) 公 平 性	5 点	多くの市民が参加及び閲覧等ができる事業であるか。
(5) 発 展 性	5 点	既存の事業として実施されるのではなく、新たな事業展開が見受けられるか。
(6) 独 創 性	5 点	市民団体の特性を活かした発想やアイデアを取り入れた事業であるか。
(7) 先 進 性	5 点	他の団体に先駆けた事業であるか。
(8) 実 現 性	5 点	事業内容や実施方法が具体的に考えられているか。
(9) 確 実 性	5 点	事業完了まで責任を持って実施できる体制となっているか。
(10) 特 記 事 項	5 点	上記の評価項目以外で評価できる点があるか。 (推奨の度合いにより 0・3・5 点の 3 段階評価で加点を行う)

評価基準

評 価 基 準	点数
特に優れている	5 点
優れている	4 点
普通（基準点）	3 点
やや劣る	2 点
劣る	0 点

※ただし、上記配点基準の(10)に掲げる特記事項については、特に評価できる点がなければ 0 点、評価できる点があれば 3 点、特に評価できる点があれば 5 点とする。